

第10回障害者総合支援法対象疾病検討会 検討事項

検討の概要

- 第54～58回厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会等を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる疾病について、以下の検討を行う。
 - 1. 新たに障害者総合支援法の対象とする疾病について
 - ・指定難病として指定される見込みの疾病について
 - 2. 現在、障害者総合支援法の対象となっている疾病のうち、疾病名の変更について
 - 3. 障害者総合支援法の対象疾病の見直し(案)

1. 新たに障害者総合支援法の対象とする疾病について

・指定難病として指定される見込みの疾病について

- ▷ 第54～57回厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会で、新規に指定難病としての追加が検討されている下表の7疾病については、指定難病として指定される場合には、障害者総合支援法の対象疾病の要件を満たしていることから、新たに障害者総合支援法の対象とする。

病名	指定難病の要件				
	障害者総合支援法対象疾病の要件				
	発病の機構が明らかでない	患者数が一定の人数に達しない	治療方法が未確立	長期の療養を必要とする	客観的な診断基準が定まっている
LMNB1関連大脳白質脳症	○	○	○	○	○
PURA関連神経発達異常症	○	○	○	○	○
極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	○	○	○	○	○
乳児発症STING 関連血管炎	○	○	○	○	○
原発性肝外門脈閉塞症	○	○	○	○	○
出血性線溶異常症	○	○	○	○	○
口ウ症候群	○	○	○	○	○

2. 現在、障害者総合支援法の対象となっている疾病のうち、疾病名の変更について

○【告示番号157徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症】

- ▷ 変更案:睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
- ▷ 理由:国際抗てんかん連盟の公式声明を受けた変更。

○【告示番号243特発性血小板減少性紫斑病】

- ▷ 変更案:免疫性血小板減少症
- ▷ 理由:2007年にITP国際作業部会で変更が推奨され、国際的にもこの名称が定着しているための変更。

3. 障害者総合支援法の対象疾病の見直し(案)

①新たに障害者総合支援法の対象とする疾病

- ・LMNB1関連大脳白質脳症
- ・PURA関連神経発達異常症
- ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・乳児発症STING 関連血管炎
- ・原発性肝外門脈閉塞症
- ・出血性線溶異常症
- ・口ウ症候群

②疾病名を変更する疾病

- ・徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
 - ▷ 変更案:睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
- ・特発性血小板減少性紫斑病
 - ▷ 変更案:免疫性血小板減少症